

平成21年（行コ）第261号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 齋田友雄外17名

被控訴人 群馬県知事外1名

証拠説明書（甲B第168～178号証）

2012（平成24）年9月28日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 福田 寿 男

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲B 168	欠番				
甲B 169	八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討「費用便益比算定」	H23.11 月	国土交通 省関東地 方整備局	国土交通省関東地方整備局が平成23年11月29日、関東地方整備局事業評価監視委員会に提出した費用便益比算定の内容。	写し
甲B 170	八ッ場ダムの費用対効果に関する質問主意書	H23.1 1.17	塩川鉄也 衆議院議 員	甲B171の答弁の対象である質問の内容。	写し
甲B 171	衆議院議員塩川鉄也君提出八ッ場ダムの費用対効果に関する質問に対する答弁書	H23.1 1.25	内閣総理 大臣野田 佳彦	① 「昭和26年以降の最近60年間、一級河川利根川水系利根川本川の八斗島下流部及び一級河川利根川水系江戸川本川において破堤した箇所はない」との政府答弁の存在（答弁一の2のイ）。 ② 「お尋ねの治水安全度について、現在の整備水準で対応できるものと認識している流量規模を年超過確率を用いてお示しすると、一級河川利根川水系利根川の八斗島地点を含む一連の区間ではおおむね30分の1から40分の1である」との政府答弁の存在（答弁一の2のエ）。	写し
甲B 172	利根川の水害被害額	H24.7 月	嶋津暉之	本書は、作成者が、国土交通省が毎年度作成する「水害統計」に記載された利根川の水害被害額、及びその額を平成17年の価格に換算した額を一覧表にまとめたものである。 利根川の過去50年間の水害被害は累計で8758億円、年平均175億円であることを立証する。	写し

甲 B 173	平成22年度決算検査報告	H23. 11 月	会計検査院	会計検査院が、ダムの便益計算について、「年平均被害軽減期待額の基礎となる生起確率が高い降雨に伴う想定被害額については、過去における実際の水害の被害額を上回っているものが多く見受けられた。」「・・・上記の状況をふまえ、年平均被害軽減額の便益の算定方法をより合理的なものとするよう検討する必要がある」と指摘していること(671頁)。	写し
甲 B 174	洪水痕跡測量結果		国土交通省	最近60年間で最大の洪水平成10年洪水の痕跡水位をみると、利根川・江戸川本川の左岸、右岸においてほとんどの区間で、堤防の天端から4～5m下であり、利根川の堤防で必要な余裕高が2mであることを考慮しても、十分な余裕をもって流下していること。	写し
甲 B 175	利根川の八斗島地点の年最大観測流量	H24. 7 月	嶋津暉之	本書は、作成者が、国土交通省から開示された資料をもとに、利根川の八斗島地点の年最大観測流量を一覧表にまとめたものである。利根川八斗島地点における過去60年間の観測流量の最大値が9220m <sup>3</sup> /秒であることを立証する。	写し
甲 B 176	H23利根川上流はん濫解析及び被害軽減方策検討業務【事業評価編(ハッ場ダム)】報告書	H24. 3 月	パシフィックコンサルタンツ株式会社	ハッ場ダムの便益計算の想定洪水流量は、確率規模1/5の洪水で5464m <sup>3</sup> /秒、同1/10の洪水で7590m <sup>3</sup> /秒、同1/30の洪水で1万1128m <sup>3</sup> /秒、同1/50の洪水で1万3172m <sup>3</sup> /秒であること。	写し
甲 B 177	「堤防の破堤確率を考慮した洪水被害額の算定方法に関する基礎的考察」	H19. 4. 5受付	森寛典、高木朗義	国がダムの便益計算方法を定めた「治水経済調査マニュアル(案)」(平成17年)においては、堤防幅を考慮して堤防の高さをスライドダウン評価することが許容されているが、このスライドダウン評価がダムの便益を過大に評価する一因であること。	写し
甲 B 178	「ハッ場ダム費用便益比計算の誤り」	H24. 7. 1	梶原健嗣	ハッ場ダムの費用便益比計算における洪水調節便益は現実と遊離した全く仮想の計算であって、利根川では最近60年間、破堤による洪水被害がないにもかかわらず、中小洪水でも利根川は破堤し、毎年平均で何千億円という超巨額の氾濫被害が生じることになっていること。 ハッ場ダムの便益が過大に評価されている原因として、① 氾濫計算の洪水流量が過大に設定されていること、② 現況堤防高がスライドダウンという方法で著しく過小評価されていること、③ 設定された氾濫ブロックの想定破堤地点とは異なる最小流下能力地点で氾濫が始まるという前提で計算がなされていること、等が挙げられること。	写し

以上